

立山町立公民館使用規則(昭和 49 年立山町教育委員会規則第 2 号)の全部を改正する。

立山町立公民館使用規則

(主旨)

第 1 条 この規則は、立山町公民館設置条例(昭和 29 年立山町条例第 42 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 立山町立公民館を使用する者は、立山町立公民館使用願い(様式第 1 号又は様式第 2 号)を公民館長(以下「館長」という。)に提出し、使用許可を受けなければならない。

2 前項の使用願いは、使用期日前 3 日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると館長が認めたときは、この限りでない。

3 第 1 項の使用願いは、使用期日前 3 か月までは、受付しない。ただし、大会等、特別の事情があるものについては、この限りでない。

(使用の許可)

第 3 条 館長が公民館の使用を許可したときは、立山町立公民館使用許可書(様式第 1 号又は様式第 2 号)を交付する。

(使用の不許可)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 23 条に抵触があると認めるとき。

(使用の許可の取消し)

第 5 条 館長は、公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止することができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 条例又は立山町立公民館使用規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 6 条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

(使用料の納入)

第 7 条 使用者は、使用後 2 週間以内に別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 館長は、社会教育活動、その他公益のために使用する場合で、特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。

2 前項により減免するときは、使用許可書に減免事項を記入する。

(使用者等の遵守事項)

第 9 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び附属設備等を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

- (2) 承認なく火気を使用し、又は危険物若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (3) 承認を受けないで広告類等を掲示又は配布しないこと。
- (4) その他、公民館の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

(原状回復)

第 10 条 使用者は、施設又は附属設備等の使用後は、当該設備等を原状に復すとともに、室内外を清掃して原状復帰しなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷、汚損又は滅失したときは、その事由を問わず、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年教委規則第 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、なされた行為は、特別な定めがある場合を除き、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和 3 年教委規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条関係)

(令 3 教委規則 5・一部改正)

種別	使用区分による金額(円)	
	主に会議・体育文化活動等を目的として利用する場合	主に会食を目的として利用する場合
大会議室(150m ² 以上)	円／3 時間 1,500	円／回 5,000
大会議室(150m ² 未満)	1,000	4,000
調理実習室	500	3,000
研修室	500	
学習室	500	
和室	500	
防災広場	無料	無料

様式第 1 号(第 2 条関係)

(令 3 教委規則 8・追加)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

一般利用団体(催事・会議等)

様

申請者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

立山町立公民館使用願い

下記のとおり _____ 公民館施設を使用したいので許可くださるようお願いいたします。

使用目的 及び内容								
使用する部屋 及び使用日時	使用期日							
	利 用 室 名	使 用 時 間						
		午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分
		午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分
		午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分
予定参加人数								
使用責任者								
使用備品								

立山町立公民館使用許可書

年 月 日

殿

公民館長名 印

上記願いの _____ 公民館施設の使用については、次の条件を付して使用を許可します。

1. 建物内は土足を厳禁し、使用後は火気の後始末を充分にすること。
2. 使用室は使用前の状態に原状復帰すること。(必ず清掃し、ゴミは持ち帰ること)

受付	免除区分	使用料
	☐ 地区住民の社会教育の増進や地域コミュニティの形成に関わり、地区住民全体への公共性が認められるもの	☐ 無料(免除)
	☐ 社会教育・生涯学習に関わる地区住民の活動として、公民館が後援・推進するサークル活動	☐ 有料
	☐ その他 ()	予定金額 (_____ 円)

様式第2号(第2条関係)

(令3教委規則8・追加)

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

定期利用団体（サークル）

公民館長 様

申請者 団 体 名

代表者住所

代表者氏名

立 山 町 立 公 民 館 使 用 願 い

下記のとおり 公民館施設を使用したいので許可くださるようお願いいたします。

使用する部屋 及び使用日時	年 月	日
	月	日
	月	日
	利 用 室 名	使 用 時 間
		午前 時 分 ～ 午後 時 分
		午前 時 分 ～ 午後 時 分
使用備品		
団体概要	事務局	代表者氏名 連絡先 Ⅱ
	団体の目的 主な活動内容	
	グループ員数	名（内地区在住者 名）

立山町立公民館使用許可書		年 月 日
殿		
公民館長名		印
上記願いの 公民館施設の使用については、次の条件を付して使用を許可します。		
1. 建物内は土足を厳禁し、使用後は火気の後始末を充分にすること。		
2. 使用室は使用前の状態に原状復帰すること。（必ず清掃し、ゴミは持ち帰ること）		
受付	免除区分	使用料
	☐ 地区住民の社会教育の増進や地域コミュニティの形成に関わり、地区住民全体への公共性が認められるもの	☐ 無料（免除）
	☐ 社会教育・生涯学習に関わる地区住民の活動として、公民館が後援・推進するサークル活動	☐ 有料
	☐ その他（ ）	予定金額 (円)

閉じる 印刷